

# 障がい者手帳のご案内

障がいのある方の日常生活を支援するために、いろいろな福祉サービスがありますが、これらの制度を利用するためには各種障がい者手帳が必要になります。

障がい者手帳は、ご本人（保護者）の申請に基づき障がいのある方に交付されるものです。

## ◆身体障害者手帳について

身体に障がいのある方が、各種福祉サービス等を受ける際に必要な手帳です。

### 1. 障がいの種類

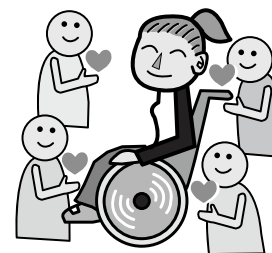
障がいの種類	内容
視覚障がい	目の不自由な方
聴覚障がい、平衡機能障がい	耳の不自由な方
音声・言語機能、そしゃく機能障がい	言葉の不自由な方
肢体不自由（上肢、下肢、体幹、脳原性運動機能）	手足の不自由な方
内部機能障がい	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、免疫、肝機能

### 2. 障がい等級

障がいの程度は、重度の方から順に、1級から6級までに区分されています。

### 3. 必要書類等

- 申請書
- 診断書（身体障害者福祉法に定められた指定医師に受診してください。）
- 写真



### 4. 主な福祉サービス等

- 障がい福祉サービス（居宅介護・短期入所等）
  - 重度心身障害者医療費助成〔県障〕（1級・2級・3級の交付を受けている方）
  - 公共料金（バス運賃・汽船運賃等）の割引 など
- ※障がいの等級および種類等によって利用できる福祉制度の内容は異なります。

## ◆療育手帳について

療育手帳は知的障がいのある方が、各種福祉サービス等を受ける際に必要な手帳です。

### 1. 障がい程度の内容

障がい程度	内容
A（重度）	1 知能指数がおおむね 35 以下で、日常生活において介助または監護を必要とする方 2 肢体不自由、盲・ろうあ等の障がいを有し、知的指数がおおむね 50 以下であって、日常生活において常時介助または監護を必要とする方（※身体障がいの程度は、身体障害者手帳 1 級から 3 級までに該当するもの）
B（その他）	重度に該当しない方

### 2. 手続き方法

手帳の取得にあたっては、児童相談所または知的障害者更生相談所の面接判定を受ける必要がありますので、市役所社会福祉課障がい福祉係（本庁舎 1 階）または各支所・行政サービスセンター障がい福祉担当窓口にて「巡回相談」のお申し込みをしてください。

### 3. 主な福祉サービス等

- 障がい福祉サービス（居宅介護・短期入所等）
  - 重度心身障害者医療費助成〔県障〕（「A」判定の交付を受けている方）
  - 公共料金（バス運賃・汽船運賃等）の割引 など
- ※障がいの等級等によって利用できる福祉制度の内容は異なります。